

契 約 変 更 理 由 書

工 事 名	(仮称) 新下山手住宅 4 号棟建設工事
契約変更内容(第 4 回設計変更) 1. インフレスライド条項による請負代金額の変更 ※ 神戸市工事請負契約約款 第 24 条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 7 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。 国土交通省資料より転載	